介護保険料額決定通知書・納入通知書を送付します

65歳以上の方（第1号被保険者）に、平成30年度介護保険料額決定通知書・納入通知書を送付します。介護保険料は、3年ごとに各市区町村の介護サービスの供給量などを判断し決定します。今年度は、保険料改定の年にあたるため、保険料額が変更となっています。

皆さんから納めていただく保険料は、介護保険を支える大切な財源になります。

◆65歳以上の方（第1号被保険者）

保険料の決定

前年の合計所得金額(*)などに応じた負担になるように13段階に区分されます。

(*)合計所得金額…収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

平成30年度から、長期譲渡所得または短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除した額を用います。

※詳しくは、決定通知書または市公式サイトをご覧ください。

保険料の納め方

保険料の納め方は、特別徴収と普通徴収があります。

特別徴収…年金からの引き落とし

原則、保険料（年額）は、年金支給月の6回に分けて引き落としとなります。

なお、前年所得確定前の4・6・8月は「仮徴収（暫定賦課）」として前年度2月分と同額を、前年所得確定後の10・12・2月は「本徴収」として決定した保険料額を納めていただきます。そのため、納期ごとに金額が変わる場合があります。

対　象　年金が年額18万円以上の方

※対象となる年金は、老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金です。

■8月の特別徴収額が変更になる場合があります

年度途中で保険料に変更が生じたり、前年度と今年度の保険料額が大きく変わったりした方は、1年間の保険料が前半（仮徴収）と後半（本徴収）で偏ってしまうことがあります。

そこで、前半と後半の保険料額に大きな差が出る方を対象に、1年間を通じて保険料額ができるだけ均等になるよう、8月分の仮徴収額を変更し、調整（平準化）する場合があります。

なお、8月分の特別徴収額が平準化により変更となっても、保険料の総額は変わりません。

普通徴収…納付書や口座振替での納付

対　象　年金が年額18万円未満の方または、特別徴収の対象となる年金を受給していない方

※特別徴収の条件を満たしている方でも、次の方は普通徴収となります。

○年度の途中で65歳になった方
○年度の途中で年金の受給が始まった方
○年度の途中でほかの市区町村から転入してきた方
○年金が一時差し止めとなった方
○年金担保貸付金を返済中で年金の支払いがなくなった方

◆40歳～64歳の方（第2号被保険者）

保険料の決定・納め方

国民健康保険や企業の健康保険など、加入している医療保険によって決め方や納め方が異なりますが、医療保険分と介護保険分を併せて納めていただきます。

共通事項

◎サービスの利用はまず相談から

「介護が必要かな？」と思ったら、地域包括支援センターや高齢福祉介護課に相談してください。

◎保険料を納めないと？

特別な事情がなく介護保険料の滞納が続くと、滞納処分の対象となり、介護サービス利用時に、未納期間に応じて保険給付に制限が加えられます。

・1年間滞納した場合…介護サービスの費用がいったん全額利用者負担となります。
・1年6か月間滞納した場合…保険給付が一時差し止められます。それでも滞納が続く場合は、差し止めた保険給付額から滞納保険料を控除します。
・2年間以上滞納した場合…利用者負担を1割または2割から3割（利用者負担が3割の方は4割）に引き上げ、高額介護サービス費などの支給が停止となります。

※保険料が納められない場合は、納付相談を利用してください。

※火災や風水害などで、家財に著しい損害を受けた場合などは、保険料の納付を猶予または減免する制度があります。

問合せ　介護保険の制度・保険料について…高齢福祉介護課介護保険係㊥144／介護サービスなどの相談について…高齢福祉介護課地域包括支援センター係㊥196／要介護認定について…高齢福祉介護課介護認定係㊥146／納付・口座振替について…納税課㊥179

介護保険施設に入所している方へ

介護保険施設などの居住費（滞在費）・食費は原則自己負担です。しかし、所得の低い方で「介護保険負担限度額認定証」を交付された方は、自己負担の上限額が設けられ、これを超えた費用は介護保険から施設などに支払われます。

認定の有効期間は毎年8月1日（または申請日の属する月の初日か転入日）から翌年の7月末までです。7月末までの「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方には、6月に更新手続きの案内を送付しています。確認してください。

対象となる条件

①・②の両方を満たすこと
①所得要件
○世帯全員が市民税非課税
○別世帯に配偶者がいる場合は、別世帯の配偶者も市民税非課税
②資産要件
本人および配偶者（同居・別居に関わらず）の預貯金などの資産の合計額が2000万円以下（配偶者がいない場合は1000万円以下）
※負担限度額認定を受けるには申請が必要です。
※配偶者には内縁関係の場合を含む。

介護保険負担限度額認定の手続きを

必要書類

■介護保険負担限度額認定申請書
※本人および配偶者のマイナンバーの記載箇所があるため確認資料の提示が必要です。代理人が手続きする場合には代理人の身分証明書も持参してください。
■同意書（所得要件および資産要件にかかる調査のため、市が各機関へ照会することの同意）
※配偶者の同意も必要です。
■平成30年1月1日現在、市外に在住の配偶者の住民税非課税証明書（市区町村長が発行するもの）
■預貯金などがわかるものの写し（通帳の写しなど）
※配偶者についても必要です。
※負債については、資産の合計額から差し引きます。
※認定申請書および同意書は市公式サイトからダウンロードすることができます。
※審査決定後に配偶者の有無や資産について申請内容に虚偽があったことが判明した場合には、給付を受けた金額の返還だけではなく、加算金が課される場合があります。

■預貯金などの資産の例

資産項目	証明する書類
預貯金（普通・定期）	通帳の写し（口座番号などがわかるページ、最後に記帳してから2か月以内のもの）
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行などの口座残高の写し
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社などの口座残高の写し
タンス預金（現金）	自己申告のため不要
負債（借入金、住宅ローンなど）	借用証書、残高証明書

問合せ　高齢福祉介護課介護保険係㊥143

介護保険利用者負担額の軽減制度

制度の利用には、事前の申請が必要です。

対　象　市民税非課税世帯の方で次のすべてに該当する方

○年間収入額が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること
○預貯金などの額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること
○日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
○負担能力のある親族などに扶養されていないこと
○介護保険料の滞納がないこと

対象サービス

○居宅介護（予防）サービスおよび施設介護サービスなど
※軽減の申し出をした事業者からのサービスに限ります。

問合せ　高齢福祉介護課介護保険係㊥143